

施策名【農業】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
3.力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり	1.豊かな自然を生かした農林水産業の振興	1.農業	(1)	農業経営基盤の確立	3111-1	1	担い手支援事業	通常	1	国際農業交流協議会補助金	農政課	農政係	
									2	新規就農者定着支援事業補助金	農政課	農政係	
									3	農業経営安定資金利子補給金	農政課	農政係	
									4	農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)	農政課	農政係	
									5	佐久市認定農業者連絡協議会活動補助金	農政課	農政係	
									6	後継者育成活動補助金	農政課	農政係	
									7	農業経営基盤強化資金利子給付金	農政課	農政係	
									8	農業近代化資金利子補給金	農政課	農政係	
									9	新規就農者育成総合対策資金	農政課	農政係	
					3111-2	2	農業者年金事務事業	簡易			農業委員会事務局	農業振興係	
			(2)	農業生産基盤の整備と維持	3112-1	3	農地対策事業	通常	10	耕作放棄地発生予防事業補助金	農政課	農政係	
									11	農地集積・集約化対策事業補助金	農政課	農政係	
									12	農作物等有害鳥獣被害対策防止事業補助金	農政課	農政係	
					3112-2	4	臼田農地適正利用事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係	
					3112-3	5	浅科農地適正利用事業	簡易			浅科支所	経済建設環境係	
					3112-4	6	望月農地適正利用事業	簡易			望月支所	経済建設環境係	
					3112-5	7	農地利用最適化推進事業	簡易			農業委員会事務局	農業振興係	
					3112-6	8	国有農地維持管理事業	簡易			農業委員会事務局	農業振興係	
					3112-7	9	臼田地域農業振興事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係	
					3112-8	10	浅科地域農業振興事業	簡易			浅科支所	経済建設環境係	
					3112-9	11	望月地域農業振興事業	簡易			望月支所	経済建設環境係	
					3112-10	12	農業用施設維持管理事業	通常			耕地林務課	農村整備係	
					3112-11	13	香坂ダム管理事業	簡易			耕地林務課	農村整備係	
					3112-12	14	農業振興対策事業	通常	13	農業土木事業補助金(自力復旧)	耕地林務課	農村整備係	
					3112-13	15	臼田農林業土木事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係	
					3112-14	16	臼田農業用水管理事業	簡易			臼田支所	経済建設環境係	
					3112-15	17	浅科農林業土木事業	簡易			浅科支所	経済建設環境係	
					3112-16	18	望月地域農林業土木事業	簡易			望月支所	経済建設環境係	
			(3)	安心・安全な食料の供給	3113-1	19	農業生産振興事業	通常	14	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金	農政課	農業生産振興係	
									15	水田農業構造改革対策事業補助金	農政課	農業生産振興係	
									16	佐久ブランド米消費拡大事業補助金	農政課	農業生産振興係	

R8事務事業・組織対応表(R7実施事業)

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
3.力強い産業を営む活力と魅力あるまちづくり	1.豊かな自然を生かした農林水産業の振興	1.農業	(3)	安心・安全な食料の供給	3113-1	19	農業生産振興事業	通常	17	稲発酵粗飼料普及促進事業補助金	農政課	農業生産振興係	
								18	経営所得安定対策等推進事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								19	学校給食応援団活動支援事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								20	特産物産地育成事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								21	産地パワーアップ事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								22	農作物等災害緊急対策事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								23	家畜防疫対策緊急支援事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								27	畜産環境対策総合支援事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								29	シャインマスカット等栽培実証試験補助金	農政課	農業生産振興係		
								30	水田フナ養殖技術継承支援事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								31	酒米安定生産構築事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								32	大粒種ブドウ栽培普及事業補助金	農政課	農業生産振興係		
						33	農業収入保険掛金等補助金	農政課	農業生産振興係				
					3113-2	20	臼田堆肥製産センター管理運営事業	通常		臼田支所	経済建設環境係		
					3113-3	21	望月土づくりセンター管理運営事業	通常		望月支所	経済建設環境係		
					3113-4	22	観音峯活性化センター運営事業	通常		望月支所	経済建設環境係		
			(4)	活力ある農村づくり	3114-1	23	農村活性化事業	通常	31	生活改善グループ連絡協議会活動補助金	農政課	農業生産振興係	
								32	中山間地域農業直接支払事業補助金	農政課	農業生産振興係		
								33	故郷ふれあい交流事業補助金	農政課	農政係・農業生産振興係		
								34	「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金	農政課	農政係・農業生産振興係		
3114-2	24	クラインガルテン望月管理事業			通常		望月支所	経済建設環境係					

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	国際農業交流協議会補助金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経 済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱					法令種別	要綱
始期	平成	20	年度	(経過年数 17 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	国の国際社会貢献政策に基づく外国人農業研修生の支援の一環として、農業面での国際交流促進を図るため、受け入れ経費の一部を補助する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	研修生及び実習生が、農業技術研修や日本社会を理解するための講習会の参加に係る費用の補助として、佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、外国人研修生並びに実習生1名につき1万円を補助						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体			個人			
	名称(個人は除く)		佐久アグリネット協同組合				
指標設定	設定の考え方		外国人研修生並びに実習生の佐久市への受け入れ人数			目標値	25人
	指標が数値でない場合の評価方法		—				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		0	件	0	件		
決算額(予算額)		0	円	0	円	0	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0	円	0	円	0	円
	一般財源	0	円	0	円	0	円
指標	目標値	(単位)	55		0		0
	実績値	(単位)	0		0		
	達成率		0.0	%	0.0	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	✖	左記の理由、課題等	・ 農家の高齢化や人手不足が深刻化する中、佐久市で研修を行う外国人研修生及び実習生の実習に係る経費負担を行ってきたが、受け入れ農家が一軒のみになっているとともに、新規研修生の受け入れが減少してきた結果、令和6年度の対象となる受け入れ人数は0人となった。 ・ 外国人研修生の受け入れに当たっては、民間事業者による仲介も行われていることから、本補助金の必要性が低下したと判断し、令和6年度末に廃止とした。
	有効性	✖		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	農業振興事業補助金交付要綱における本補助金の位置づけは「農林水産業団体支援事業」であり、他の実施中の補助金を含む項目であるため、廃止に伴う要綱の改正は不要である。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤…終期を具体的に定め、周期到来に合わせて見直しを行う。※廃止済み

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	新規就農者定着支援事業補助金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市新規就農者定着支援事業補助金等交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 28 年度 (経過年数 10 年)	終期設定	有	終期 令和 9 年度
目的	地域農業の活性化と農業振興を図るため、新規就農者及び農業後継者の農業経営に要する経費に対し、予算の範囲内で佐久市新規就農者定着支援事業補助金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	新規就農者：3年間で100万円以内。 農業後継者：3年間で50万円以内。			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方	補助対象者として、当該年度に新規申請を行った新規就農者及び農業後継者の人数		目標値 10人
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			6 件		4 件			
決算額(予算額)			1,100,000 円		1,100,000 円		3,100,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		1,100,000 円		1,100,000 円		3,100,000 円	
指標	目標値	(単位)	5		5		5	
	実績値	(単位)	6		4			
	達成率		120.0	%	80.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—		—		—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・国の補助事業の対象とならない就農者へ補助金を交付し、佐久市での就農につなげることができた。 ・交付申請を次年度に先送りした就農者もいたため、実績が達成率を下回ったが、新規就農者の不安定な経営への支援を通じ、地域農業の活性化及び佐久市農業の振興に寄与する本事業の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・新規就農相談会において、適時、更なる制度の周知に努める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧…当該年度の農業経費に基づいた補助としているため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業経営安定資金利子補給金			
事務事業名称	担い手支援事業		事務事業コード	3111-1
所 管	経済 部	農政 課	農政 係	

2 補助金等の概要(Plan)

区分		国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—		
根拠法令等名称		佐久市農業経営安定資金利子補給金交付要綱				法令種別	要綱
始期		平成	22	(経過年数 16 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的		天候不順、自然災害等により農業収入の減少した農業者等に対し、融資機関が農業経営の安定を図るための資金を融資した場合において、農業者等の借入金利負担を軽減するため、当該融資機関に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		佐久市特別融資制度推進会議で資金の貸付けの認定等を受けた農業者等に対し、要綱に基づき0.75%以内で市長の定める率により利子補給を行う。					
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)		
		不特定団体			☒	個人	
		名称(個人は除く)		—			
指標設定		設定の考え方		—		目標値	—
		指標が数値でない場合の評価方法		交付対象となる農業者等に対して、利子補給金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			1 件	1 件	1 件
決算額(予算額)			34,364 円	24,380 円	14,492 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		17,182 円	12,189 円	7,246 円
	一般財源		17,182 円	12,191 円	7,246 円
指標	目標値	(単位)	—	—	—
	実績値	(単位)	—	—	—
	達成率		— %	— %	— %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		金融機関への利子補給金の交付を通じ、農業経営者3名の金利負担を軽減した。	金融機関への利子補給金の交付を通じ、農業経営者3名の金利負担を軽減した。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・本制度により、天候不順、自然災害等で農業収入が減少した農業者等は、低利資金を活用することで経営負担が軽減されている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国、県等連携補助金のため終期は定めないが、国、県等の要綱の改正等に合わせて見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 25 年度 (経過年数 11 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し経営開始型の農業次世代人材投資資金を交付することで、青年の就農意欲の喚起及び就農後の定着を図る。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、150万円(夫婦で交付を申請する場合は225万円)を最大5年間交付する。補助率等:交付期間1年につき1人あたり150万円、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を交付する。ただし前年の所得が100万円未満の場合は150万円を交付。補助割合:国10/10			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方	補助金の交付を受け、当該年度に農業経営を開始した人数		目標値 3人
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		2 件		2 件			
決算額(予算額)		1,800,000 円		3,000,000 円		0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	1,800,000 円		3,000,000 円		0 円	
	一般財源	0 円		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	3		3		
	実績値	(単位)	2		2		
	達成率		66.7	%	66.7	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する						

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し交付を行い、経営の安定と就農後の定着につながっている。 ・農業経営の安定化を図るための、農業用機械や資材の購入費用として充当できるため、交付対象者の更なる規模拡大に大きく貢献している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	完了
今後の取組方針	本事業の新規申請の受付は令和3年度で終了しており、災害等による交付対象者の事業休止があった場合を除き、通常の最終交付年度は令和8年度までとなっている。本市にも令和8年度までの交付対象者(1名)があったものの、前年度中の前倒し交付が行われたことから、全交付対象者への交付は完了した。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市認定農業者連絡協議会活動補助金			
事務事業名称	農地対策事業	事務事業コード	3112-1	
所 管	経 済 部	農 政 課	農 政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)			種別		団体育成運営補助金						
根拠法令等名称		佐久市農業振興事業補助金等交付要綱						法令種別		要綱			
始期		平成 17 年度 (経過年数 21 年)			終期設定		有		終期		令和 9 年度		
目的		認定農業者の農業技術の向上や経営の安定化を図る活動を支援し、団体活動の活性化により農業振興を図る。											
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、団体の活動に要する経費の一部を補助。 補助率等：定額で、市長が定める額を交付。											
交付対象者、 団体		☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)				特定団体(市が事務局となっていないもの)							
		不特定団体				☒ 個人							
		名称(個人は除く)				—							
指標設定		設定の考え方				佐久市認定農業者連絡協議会への加入者人数				目標値		140人	
		指標が数値でない場合の評価方法				—							

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	0 件	
決算額(予算額)		400,000 円	0 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	400,000 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	140 人	140 人	140 人
	実績値 (単位)	105 人	103 人	
	達成率	75.0 %	73.6 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・本協議会は、本市農業の主たる担い手である認定農業者によって構成され、行政が主体的に関与し設立された団体である。団体の活動は、会員相互の交流による技術向上や経営安定化に留まらず、市の農業振興も担う公共性の高い役割を担っている。令和7年度の活動経費は繰越金と会費収入により賄ったため市補助金を皆減したが、引き続き繰越金が残存しており、会の目的と市農業振興に向けた事業の充実が必要である。また、農業者全体の減少を背景として、会員数も減少傾向にあるため、会員数の維持・増加を図る必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・本会の性質を踏まえ、市の農業振興のために組織の存続は不可欠である。繰越金については市補助金のルールにも即して適切に活用し、課題である会員確保や、目的に即した事業の充実・拡大に向けた活動に充当させる。 ・令和8年度末の終期に向け今年度中に見直しを行い、事業拡大の実績や資金状況を踏まえて今後の支援のあり方を検討していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	✕
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	✕
※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑥…繰越金については、余剰金の解消には至っていないため、新事業の実施等の検討が必要。		
⑫…団体そのものが、行政が関与し組織された団体であり、団体の主要とする事業は、市の農業振興のための活動や、認定農業者の技術向上及び交流に際し重要な役割を担っているため、市としても事務局としてのサポートを行いつつ補助金の交付対象としている。 今後の補助金交付については、終期を設定した年度ごとに必要性等について見直しを図っていきたい。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	後継者育成活動補助金			
事務事業名称	担い手支援事業		事務事業コード	3111-1
所 管	経 済 部	農 政 課	農 政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称		佐久市農業振興事業補助金等交付要綱					法令種別	要綱
始期		平成 17 (経過年数 21 年)		終期設定	有		終期	令和 8 年度
目的		団体の育成と会員間の連携により、市内の若手後継者や新規就農者の育成及び支援を図る。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、団体の活動に要する経費の一部を補助。 補助率等:定額で、市長が定める額を交付。						
交付対象者、 団体		☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		不特定団体			個人			
		名称(個人は除く)	佐久市耕友会					
指標設定		設定の考え方		団体の主要とする事業の実施数を目標とする。(各イベントでの農産物販売事業、農業体験事業、遊休農地を活用した農作物販売事業、先進地視察研修事業の計4事業)			目標値	4事業
		指標が数値でない場合の評価方法		—				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		150,000 円	80,000 円	150,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	150,000 円	80,000 円	150,000 円
指標	目標値 (単位)	4 事業	4 事業	4 事業
	実績値 (単位)	2 事業	3 事業	
	達成率	50.0 %	75.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	—	—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・昨年度よりも市農業振興のための活動が拡大しており、一定の効果が認められ、行政目的達成のための手段として妥当性がある。 ・補助額について、令和7年度は繰越金の状況を踏まえ減額したものの、会員の会費ではまかないきれない主要事業実施の経費に充当しており、妥当であると言える。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効果的な運営が行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・基準を超える繰越金が残っている状況を踏まえ、活動の拡大を図るとともに、引き続き、各年度における事業内容および繰越金を含めた全体の資金状況を精査し、組織運営に必要な適切な補助額となるよう見直を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	✕
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	✕
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑥…繰越金については、会の設置目的に沿い、かつ佐久市の農業振興に資する事業の拡充や新設の検討が必要。		
⑫…団体そのものが、行政が関与し組織された団体であり、団体の主要とする事業では市の農業振興のための活動や若手農業者の技術向上及び交流を目的に積極的に活動している団体である。会員相互の技術向上、経営安定化や若手農業者の離農防止といった役割に留まらず、本市の農業振興施策を補完する公共性の高い役割を担っているため、市としても事務局としてのサポートを行いつつ補助金の交付対象としている。 今後の補助金交付については、終期を設定した年度ごとに必要性等について見直しを図っていきたい。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業経営基盤強化資金利子補給金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	利子補給金	
根拠法令等名称	佐久市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	株式会社日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金の融資を受けて、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担を軽減するため、予算の範囲内で利子補給金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市特別融資制度推進会議で資金の貸付けの認定等を受けた農業者等に対し、要綱に基づき利子補給を行う。利子補給率は0.25%以内で、県が3/5または1/2を、市が残りを負担する。なお、県が平成26年度新規貸付分から利子補給を廃止したことを受け、市は平成27年度新規貸付分から利子補給を廃止した。平成26年度以前に利子補給を承認した貸付は、償還期限終了まで利子補給を実施する。			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方		—	目標値 —
	指標が数値でない場合の評価方法		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付に対して、償還期限終了まで利子補給金を交付する。	

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		2 件		2 件		1 件	
決算額(予算額)		31,781 円		26,362 円		21,767 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	2,510 円		1,050 円		0 円	
	一般財源	29,271 円		24,262 円		21,767 円	
指標	目標値	(単位)	—		—		—
	実績値	(単位)	—		—		
	達成率		—	%	—	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付4件に対して利子補給金を給付した。		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付2件に対して利子補給金を給付した。		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付に対して、償還期限終了まで利子補給金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	平成27年度以降、新規貸付分の利子補給を廃止しているため、既存の交付対象者への利子補給のみ行っている。 本制度により、経営の規模拡大や効率化を図ろうとする認定農業者の借入金利負担が、軽減されている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・要綱は既に廃止(平成27年4月1日施行)されており、平成27年度以降新規案件は発生しない。 ・経過措置として、平成26年度以前に承認した貸付について、令和17年度の償還期限終了まで、利子補給を実施する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業近代化資金利子補給金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経 済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	利子補給金	
根拠法令等名称	佐久市農業近代化資金融資利子補給金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	農業者等の農業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図るため、融資機関が融資を行った場合において、農業者等の借入金利負担を軽減するため、当該金融機関に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市特別融資制度推進会議で資金の貸付けの認定等を受けた農業者等に対し、要綱に基づき0.5%以内の利子補給を行う。また、県が平成26年度新規貸付分から利子補給を廃止したことを受け、市は平成27年度新規貸付分から利子補給を廃止しており、平成26年度以前に利子補給を承認した貸付は、償還期限終了まで利子補給を実施する。			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方		—	目標値 —
	指標が数値でない場合の評価方法		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付に対して、償還期限終了まで利子補給金を交付する。	

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数	1 件		1 件		1	
決算額(予算額)	5,970 円		4,454 円		2,954 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円	
	一般財源		5,970 円		2,954 円	
指標	目標値	(単位)	—		—	
	実績値	(単位)	—		—	
	達成率		—	%	—	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		平成26年度以前に利子補給を承認した貸付1件に対して利子補給金を給付した。	平成26年度以前に利子補給を承認した貸付1件に対して利子補給金を給付した。	平成26年度以前に利子補給を承認した貸付に対して、償還期限終了まで利子補給金を交付する。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	平成27年度以降、新規貸付分の利子補給を廃止しているため、既存の交付対象者への利子補給のみ行っている。 本制度により、農業者等が農業経営の近代化を推進するために必要な生産施設等の整備拡充を図るための借入金利負担が、軽減されている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・市では平成27年度以降、新規貸付分の利子補給を廃止しており、新規案件は発生しない。 ・平成26年度以前に承認した貸付について、令和9年度の償還期限終了まで利子補給を実施する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	新規就農者育成総合対策資金			
事務事業名称	担い手支援事業	事務事業コード	3111-1	
所 管	経済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	新規就農者育成総合対策実施要綱		法令種別	要綱
始期	令和 4 年度 (経過年数 4 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	農業への人材の層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機会・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、職業としての農業の魅力の発信等の取組を支援する。また、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付等の取組を支援する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	40代以下(49歳以下)の新規就農を促進するため、経営発展への支援として上限1,000万円の補助(国1/2、県1/4、本人1/4)や、資金面の支援(国10/10)として、経営開始資金150万円/年※(最長3年)、就農準備資金150万円/年※(最長2年)、雇用就農資金、最大60万円(最長4年間)の支援 ※R8年度から165万円に拡充			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方	補助金の交付を受け、当該年度に農業経営を開始した人数		目標値 1人
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		5 件		3 件		1	
決算額(予算額)		8,979,000 円		5,250,000 円		1,650,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	8,979,000 円		5,250,000 円		1,650,000 円	
	一般財源	0 円		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	1 人	1 人	1 人	1 人	人
	実績値	(単位)	4 人	3 人	人		
	達成率		400.0 %	300.0 %	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—		—		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し交付を行い、経営の安定と就農後の定着につながっている。 ・また、農業経営の安定化を図るための、農業用機械や資材の購入費用として充当できるため、交付対象者の更なる規模拡大に大きく貢献している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	耕作放棄地発生予防事業補助金			
事務事業名称	農地対策事業	事務事業コード	3112-1	
所 管	経 済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 26 年度 (経過年数 12 年)	終期設定	有	終期 令和 10 年度
目的	初期段階の遊休農地の再生及びその後の取り組みを支援することで、さらなる耕作放棄地化の進行を予防し、その有効利用を図り、地域農業の持続的発展と景観保全を促進する。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	(1)再生作業 再生面積に応じて交付:35,000円/10a (2)再開作業 管理作業:面積に応じて交付:営農再開プランは25,000円/10a、ふれあい農園開設プランは整備事業費の1/2以内(25,000円/10a上限)、農地景観プランは景観作物の種子購入費の1/2以内(5,000円/10a上限)			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方	年度あたり荒廃農地解消面積		目標値 4.0ha
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			9 件		3 件			
決算額(予算額)			1,200,000 円		360,000 円		1,300,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		1,200,000 円		360,000 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	4.0	ha	4	ha	4	ha
	実績値	(単位)	4.4	ha	4	ha		
	達成率		110.0	%	110.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・遊休農地の再生等に寄与しており、一定の効果が認められるものの、昨年度は、これまで解消面積の多くを占めた新規就農者や大型農業者による申請が低調であったため目標値を下回った。 ・引き続き事業周知を行うと共に、利用実績が少ない解消後のメニューを精査する必要がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・ 初期段階の遊休農地再生対策として一定の効果が認められることから、当面の間は現行どおり制度を継続する。なお、これまでの活用状況を分析し、農地解消後の営農継続を支援するためのメニューの整理・検討を進める。 ・ さらなる利用を促進するため、制度周知を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	－
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	－

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農地集積・集約化対策事業補助金			
事務事業名称	農地対策事業		事務事業コード	3112-1
所 管	経 済 部	農 政 課	農 政 係	

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 27 年度 (経過年数 9 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	農地中間管理機構に対し、農地を貸し付けた地域及び個人を支援することで、機構を活用した担い手への農地の集積・集約を加速する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	全て国庫補助100% (地域集積協力金)集積面積に応じて交付:1,000円/a(地区面積の20%以上/年) (経営転換協力金)貸付面積に応じて交付:1,500円/a(上限500,000円) (農地整備・集約協力金)農地耕作条件改善事業に取り組む集約化率に応じて交付:集約80%→5.0%交付、90%→8.5%、100%→12.5%				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		—		
指標設定	設定の考え方		農地中間管理機構を活用した担い手に対する集積面積	目標値	25ha/年
	指標が数値でない場合の評価方法		—		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			0 件	0 件	
決算額(予算額)			0 円	0 円	5,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	5,000,000 円
	一般財源		0 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	25 ha	25 ha	25 ha
	実績値	(単位)	0 ha	0 ha	
	達成率		0.0 %	0.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	—	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・行政目的達成のための手段として、妥当性がある。 ・農地中間管理機構への農地の集積に寄与するものであり、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて、見直しを行う。 ・より事業を円滑に進めるために、臨時職員を雇い、貸借者の代わりに書類を作成するとともに、制度を簡便に利用できるよう、長野県農地中間管理機構に意見具申をしていく。 ・集約化は進んでいるが、集積にいたらないことから、利用を促進するために、農業者に個別に案内を配布するとともに、広報やインターネットを活用して、制度の周知を行う

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農作物等有害鳥獣被害対策防止事業補助金			
事務事業名称	農地対策事業	事務事業コード	3112-1	
所 管	経 済 部	農政 課	農政	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 22 年度 (経過年数 17 年)	終期設定	有	終期 令和 年度
目的	ほ場単位で設置する防護柵等(100m以上※)の原材料を補助することにより、有害鳥獣被害を防止し、荒廃農地発生を抑制する。 ※R8年度から50m以上に緩和			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	防護柵等の原材料費の3/10以内(上限100,000円※) R8年度から150,000円に拡大			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒	個人
	名称(個人は除く)		—	
指標設定	設定の考え方	防護柵の設置件数について、過去2年間実績の平均を上回る件数を目標値として設定する。		目標値 25
	指標が数値でない場合の評価方法	—		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		19	件	22	件		
決算額(予算額)		754,000	円	879,000	円	1,500,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0	円	0	円	0	円
	一般財源	754,000	円	879,000	円	1,500,000	円
指標	目標値	(単位)	20		20		25
	実績値	(単位)	19		22		
	達成率		95.0	%	110.0	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—		—		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・地域計画の地区協議等においても、個別の農地に対する有害鳥獣対策としての必要性と有効性に関する意見が多く聞かれており、一定の効果と需要が認められる。 ・行政目的達成のための手段として妥当性がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・一定の効果が認められるとともに、農業者等からの要望を背景として令和8年度から事業を拡大したことを踏まえ、当面の間、現行どおり継続する。 ・利用の促進を図るため、農業者に個別に案内を配布するとともに、広報やインターネットを活用して、制度の周知を行う。 ・今後終期を迎えるにあたっては、より良い効果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	－
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	－
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	－
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	－

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業土木事業補助金（自力災害復旧事業）				
事務事業名称	農業振興対策事業		事務事業コード	3112-12	
所 管	経 済	部	耕地林務	課	農村整備 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金（施策推進型補助金）			種別	事業費補助金（建設的事業費等費補助金）		
根拠法令等名称		佐久市土地改良事業等補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期		平成 17 年度（経過年数 17 年）		終期設定	無	終期	令和 年度	
目的		国庫補助災害の採択基準に満たない、復旧費用が40万円未満等の農地災害箇所について、農家の負担軽減のため、所有者自ら復旧した費用に対し補助を行う。						
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）		補助対象経費：農地の災害復旧事業に要する経費 補助率：10分の9以内で、36万円を限度とする						
交付対象者、団体		特定団体（市が事務局となっているもの）			特定団体（市が事務局となっていないもの）			
		不特定団体			☒	個人		
		名称（個人は除く）						
指標設定		設定の考え方					目標値	
		指標が数値でない場合の評価方法			交付対象となる農地の災害復旧を行う所有者に対して適時補助金が交付されている。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		7 件	4 件	-
決算額（予算額）		1,748,000 円	637,286 円	4,320,000 円
財源内訳	特定財源（国・県等支出金）	0 円	0 円	0 円
	一般財源	1,747,071 円	637,286 円	4,320,000 円
指標	目標値	(単位)		
	実績値	(単位)		-
	達成率		%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		復旧費用が40万円未満のほか、補助災害の採択基準に満たない箇所7件について、所有者自らが復旧を行うことに対して補助金を支出した。	復旧費用が40万円未満のほか、補助災害の採択基準に満たない箇所4件について、所有者自らが復旧を行うことに対して補助金を支出した。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	農地の災害復旧に対する負担を軽減することで、農地を復旧することができ、また、被災以降も耕作が可能となることで、多面的機能が維持される。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・異常な天然現象により被害を受けた農地について、農業生産の維持を図るとともに、農業経営の安定を目的として、現行通り継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

「佐久市土地改良事業等分担金徴収条例」において、災害復旧事業における農地所有者の負担金額については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」で認められた災害復旧事業（一箇所の工事の費用の最低基準額40万円以上のもの）の10分の1以内と定められており、4万円が限度額となっている。

このことから、災害を受けた農地所有者の負担の公平性及び耕作の継続を図るため、国庫補助災害の採択基準に満たない復旧費用が40万円未満等の農地災害箇所について、補助額10分の9以内・36万円を限度（自己負担額4万円以内）として、今後も継続して補助を行っていく。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業用廃プラスチック適正処理事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興
					係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度	(経過年数 21 年)	終期設定	有	終期 令和 9 年度
目的	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、農業用廃棄プラスチックを適正に処理の処理運搬費の一部を補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	農業者団体等が、資源再利用と環境汚染防止を図るために実施した農業用使用済廃プラスチックの集団回収に要する運搬費。3分の1以内。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		佐久浅間農業協同組合		
指標設定	設定の考え方		廃プラスチックの放置や不法投棄が環境問題となることから農業用廃プラスチックの適正処分のため回収した農業用廃プラスチックの分量とする。		目標値 200t
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			1 件		1 件			
決算額(予算額)			953,676 円		1,000,000 円		1,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		953,676 円		1,000,000 円		1,000,000 円	
指標	目標値	(単位)	200	t	200	t	200	t
	実績値	(単位)	179	t	205	t		
	達成率		89.5	%	102.5	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・廃プラスチックの放置や不法投棄が環境問題となることから農業用廃プラスチックの適正処分のため補助金を支出し、農業用廃プラスチックを回収することにより、不法投棄の防止や、廃プラスチックの再資源化につながっている。 ・農業用プラスチック製品は不可欠な需要があるため、行政目的を達成する手段として、妥当性がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・農業用廃プラスチックの適正処理により、クリーンな産地づくりや農村環境が維持を図るため、補助する必要があることから当面の間、補助を継続して行う。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	水田農業構造改革対策事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	有	終期	令和 10 年度
目的	国・県から市に示される生産調整目標を達成するため、転作実施に奨励補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、水稻栽培をやめ、他の農作物を作付けする水田転作に要する経費を市長が定める額で補助。佐久市農業再生協議会を通じて、内規で定める作物(新規需要米、大豆等)について、主食用米との価格差を生産者に補填。大豆等については、定額補填。国等からの補填金がある場合は対象作物の販売価格に、国等の補填金を含めての価格差に補填。				
交付対象者、団体	☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		佐久市農業再生再生協議会		
指標設定	設定の考え方				目標値
	指標が数値でない場合の評価方法		主食用米の過剰作付け面積が0haとなることを目標とする。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		1 件		1 件			
決算額(予算額)		52,599,520 円		1,000,000 円		1,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円
	一般財源		52,599,520 円		1,000,000 円		1,000,000 円
指標	目標値	(単位)	－		－		
	実績値	(単位)	－		－		
	達成率		－	%	102.5	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		主食米の過剰作付け面積あは、418haであった。				主食用米の過剰作付け面積が0haとなることを目標とする。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	主食用米の販売単価の変動により、米価の価格によっては十分な補助を実施できない場合があるが、本事業により加工用米、新規需要米、大豆等の転作が推進されている。必要性、有効性共に期待できると言える。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・地域実情に応じた取り組みを支援できるように、JAと連携を図りながら取り組んでまいります。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	✕

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑧補助金すべてが再生協議会を通じて農業者に支払われるものであり、主食用水稻に代わる作物を作付けした場合の価格差の補填金のため、補助対象経費の2分の1とならない。
⑫佐久市農業再生協議会は、国の直接支払推進事業費補助金交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱等国の規定に基づき、佐久市のほか、長野県佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合、長野県農業共済組合、他各種農業団体で構成されており、事務局を市、農協、農済が分担して担っている。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久ブランド米消費拡大事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期	平成	7	年度(経過年数 31 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	国内の米消費量が減少する中、佐久米のブランド化による販路拡大が必要であることから、集荷業者である農協の米のブランド化や販路拡大事業に対し補助する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、販売先である市場・生協・市友好都市における、販路拡大のためのPR事業に要する経費の10分の5以内で補助する。						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体				個人		
	名称(個人は除く)		佐久浅間農業協同組合				
指標設定	設定の考え方		佐久米の販促イベントの実施回数			目標値	10回
	指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			1 件		1 件			
決算額(予算額)			713,450 円		121,708 円		0	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0	円
	一般財源		713,450 円		121,708 円		0	円
指標	目標値	(単位)	10	回	10	回	0	回
	実績値	(単位)	1	回	1	回		
	達成率		10.0	%	10.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	✖	左記の理由、課題等	安定的な販路の確保がされており、需要に対して供給量が不足しているため
	有効性	✖		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	廃止
今後の取組方針	・本補助金は、米消費の減少、米の過剰生産から米のブランド化における販路拡大を図るため実施してまいりました。これまでの活動から目的に一定の効果が認められ、安定的な販路の確保がされていると考えられます。 ・令和7年度をもって廃止とし、今後、米を取り巻く情勢やニーズ等を考慮し、必要に応じて新たな制度を構築してまいりたいと考えております。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤令和7年度の事業をもって廃止とする。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	稲発酵粗飼料普及促進事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 20 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	有	終期	令和 9 年度
目的	米の生産調整対策の一環として取り組んでいる稲発酵粗飼料(WCS)を畜産農家へさらなる普及を図ることで、米の過剰作付を減少させるとともに、配合飼料等の価格高騰により経営を大きく圧迫されている畜産農家に対し、乳量及び食肉の安定供給を確保するため支援を実施。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市内の稲作農家が発酵粗飼料用稲から作ったWCSを購入する経費に対して、10分の3以内でを補助。補助金額は、予算を上限として補助。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		佐久浅間農業協同組合		
指標設定	設定の考え方		稲発酵粗飼料(WCS)を利用している農家の軒数。現状使用している農家数。		目標値 6件
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		1 件		1 件			
決算額(予算額)		831,600 円		1,000,000 円		1,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円
	一般財源		831,600 円		1,000,000 円		1,000,000 円
指標	目標値	(単位)	15	件	15	件	6 件
	実績値	(単位)	6	件	6	件	
	達成率		40.0	%	40.0	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する						

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	米の過剰作付の減少を図るとともに、価格変動の激しい輸入飼料を使用する畜産農家に価格の安定した飼料を供給することにより、畜産農家の経営安定を図るため必要な事業である。酪農農家が減少する中で、地域で使用される牛乳を安定的に供給するため、畜産農家の経営安定に向け必要となる事業である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・稲発酵粗飼料は、輸入飼料より安価な飼料であるため畜産農家の経営安定を図れるように現行どおり継続する。 ・終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	経営所得安定対策等推進事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業		事務事業コード	3113-1	
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 25 年度 (経過年数 13 年)	終期設定	有	終期	令和 9 年度
目的	戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	経営所得安定対策の推進に係る事業費で、県の要綱に準ずる(定額 国100%)。上記目的を達成するための人件費、リース料等事務費が対象。				
交付対象者、団体	☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		佐久市農業再生協議会		
指標設定	設定の考え方		経営所得安定対策事務遂行状況		目標値 15件
	指標が数値でない場合の評価方法		事業実施に伴い、国の会計検査対象となっており、国において事業評価が行われる。		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			1 件		1 件			
決算額(予算額)			11,016,000 円		10,795,000 円		13,126,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		11,016,000 円		10795000 円		13,126,000 円	
	一般財源		0 円		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)						
	実績値	(単位)						
	達成率			%		%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、 課題等	国の政策目標に推進と、地域農業の活性化、地域農業者の経営安定のため経営所得安定対策を実施する必要があり、農地の荒廃化の防止にも役立っている。今後も積極的に取り組むことにより、農家の経営安定が図られる、
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期を具体的に定めると共に、終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	✕

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑫佐久市農業再生協議会は、国の直接支払推進事業費補助金交付要綱、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱等国の規定に基づき、佐久市のほか、長野県佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合、長野県農業共済組合、他各種農業団体で構成されており、事務局を市、農協、農業共済組合が分担して担っている。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	学校給食応援団活動支援事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(奨励的補助金)			
根拠法令等名称		佐久市学校給食応援団活動支援事業補助金交付要綱					法令種別		要綱
始期		平成 28 年度 (経過年数 11 年)			終期設定	有	終期	令和 10 年度	
目的		佐久市内で自ら生産した農作物等を学校給食へ供給すること等を目的として農家等により組織された学校給食応援団が、農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。							
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		学校給食への農作物等の安定供給及び品質向上を図るための経費、食育を推進するための活動等の実施に要する経費を補助する。 補助限度額は1学校給食センター当たり上限10万円(10/10)。							
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		不特定団体				個人			
		名称(個人は除く)		市内4地区学校給食応援団					
指標設定		設定の考え方			学校給食応援団の食料供給率			目標値	25%
		指標が数値でない場合の評価方法			-				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			4 件		4 件			
決算額(予算額)			451,064 円		447,245 円		400,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		451,064 円		447,245 円		400,000 円	
指標	目標値	(単位)	25	%	25	%	25	%
	実績値	(単位)	18	%	17	%		
	達成率		72.0	%	68.0	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	地産地消を進めるうえで学校給食応援団の持つ役割は大きなものとなっており、その中で、各給食センターの要望に沿った農産物を供給するため、市場出荷と異なった対応をとる必要がある。給食センターからの要望、安全安心な食材の提供を行うため必要な事業である。また、本事業により給食センターへの安全安心な地域食材の提供につながっている。応援団員が減少している地区もあり、新規の団員の確保が課題となっている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・学校給食応援団が農作物等の安定供給及び品質向上を図れるように活動に対しての相談や支援してまいります。 ・新規団員を確保するため、農政課で実施している野菜栽培講習の参加者等に周知を図ります。 ・学校給食食材への関心を高めるため、応援団と児童・生徒との交流が図られるように、学校や学校給食応援団と情報共有を図ってまいります。 ・終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑧定額補助のため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	特産物産地育成事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	有	終期	令和 10 年度
目的	果樹産地の確立を図るため、果樹の改植・新植のための苗木購入費に対して補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	農業者及び農業者団体等が果樹の産地化を図るため果樹苗木の導入に要する経費。ただし、1農家同一品目で10本以上導入すること。3分の1以内。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)		佐久市内に事業所を有する農業者団体、農業者		
指標設定	設定の考え方		果樹の産地を維持していくうえで、新品種への切り替えや、老木の更新が必要になるため、指定果樹の新植もしくは、改植本数とする。		目標値 1,000本
	指標が数値でない場合の評価方法		-		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			3 件		1 件			
決算額(予算額)			423,532 円		10,795,000 円		500,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		10795000 円		0	円
	一般財源		423,532 円		0 円		500,000	円
指標	目標値	(単位)	1,000	本	1,000	本	1,000	本
	実績値	(単位)	642					
	達成率		642.0	%		%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-					

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	果樹の生産力を維持していくうえで必要な事業である。果樹については、栽培方法の変化、新たな品種の開発により、産地を維持するうえで常に品種更新等を図る必要がある。新品種の苗木は高額となる場合が多く農家負担を軽減するうえで必要な事業である。品種を更新することにより、より収益性が高まることから農家の所得向上に寄与している。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	産地パワーアップ事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)			種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期	平成	28	年度 (経過年数 9 年)	終期設定	有	終期	令和 11 年度
目的	地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を後押しするため、すべての農作物を対象として総合的に支援する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	県の承認を受けた事業で、産地パワーアップ事業補助金交付要綱(平成28年7月7日28農技第226号農政部長通知)に基づく経費。市は、県の要綱に準ずる。ただし、施設整備については、必要に応じ10分の1以内で加算する。						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体				個人		
	名称(個人は除く)		佐久浅間農業協同組合				
指標設定	設定の考え方			-		目標値	1,000本
	指標が数値でない場合の評価方法			補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		0 件		0 件			
決算額(予算額)		0 円		0 円		0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円		0 円		- 円	
	一般財源	0 円		0 円		- 円	
指標	目標値	(単位)	-		-		-
	実績値	(単位)	-		-		
	達成率		-		-		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		補助事業の実施希望がなかったことにより実績無し		補助事業の実施希望がなかったことにより実績無し		補助対象事業があった場合に、当該年度において、補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	国の補助事業であるが、市を経由しての補助であるため、国の事業が継続する限り続けていく。ニーズの調査を行うなどしながら、市の上乗せ部分の在り方について検討する。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり		
今後の取組方針	・国の制度に基づく補助金であるため、国の制度が継続する限り続けていく。より多くの意欲ある農業者に利用していただけるよう周知を図る。		

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	✕
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	✕
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑦、⑪: 補助金額や対象経費については、国の要綱上取組内容により施設整備費だけでなく、人件費や旅費、事務費等も対象となる。		
⑧: 取組内容により国の補助率が異なることから一律の補助率を国庫補助分については示すことができない。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農作物等災害緊急対策事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せあり)		種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成	年度 (経過年数 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	自然災害による農作物等の被害に対し、被害を最小限にいとめ農業生産等を確保するため、に対して、補助金を交付する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	県の補助事業が発動された場合、農業者団体等が行う農作物等災害緊急対策事業補助金交付要綱(昭和48年長野県告示第363号)に準ずる事業(10分の5以内)。市の単独部分については10分の5以内。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		佐久浅間農業協同組合、佐久養殖漁業協同組合		
指標設定	設定の考え方		-		目標値 -
	指標が数値でない場合の評価方法		県の補助事業が発動された場合、当該年度において補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		1 件		0 件			
決算額(予算額)		202,000 円		0 円		0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円		0 円		- 円	
	一般財源	202,000 円		0 円		- 円	
指標	目標値	(単位)	-		-		-
	実績値	(単位)	-		-		
	達成率		-		-		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		R6年度は県の補助事業の発動はなかったが、市単独で6月の雹害に対して薬剤補助を実施		R5年度において、実施無		県の補助事業が発動された場合、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	災害により被災した農家が早期に営農を再開し、農産物の販売収入を確保するため緊急的に行う必要があり、災害復旧のために必要な事業である。災害発生に伴い緊急的に予算化される事業である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	災害発生に伴い緊急的に予算化される事業である。 国、県の方針に基づき、今後も取り組んでいく。 また、市独自の事業についても、災害の発生状況に基づき、状況に応じた取り組みを行っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	✕
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	✕
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ⑤終期を具体的に定めるとともに、終期の到来に合わせて、制度の見直しを行う。
 ⑦⑧国・県等の補助事業を活用しながら行っていることから、国・県等の補助金を使用した場合2分の1以上となる場合がある。市の単独費については2分の1以内となっている。
 ⑪災害復旧という事業内容のため、補助の事業内容により、現場作業賃金等人件費等も対象となる場合がある。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	家畜防疫対策緊急支援事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3113-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		国県等連携補助金(上乗せあり)			種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称		佐久市農業振興事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期		平成 17 年度 (経過年数 21 年)		終期設定	無	終期	令和 年度	
目的		家畜の法定伝染病等の発生に対し、被害を最小限にいとめ農業生産等を確保するため、補助金を交付する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		県の家畜防疫対策緊急支援事業又は国のアフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業として承認を受けた事業で、豚熱等の感染拡大の防止に必要な資材等の整備に係る経費に対し補助。県の家畜防疫対策緊急支援事業の場合は2分の1以内とし、国のアフリカ豚熱侵入防止緊急支援事業の場合は4分の1以内とする。						
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		☒ 不特定団体			☒ 個人			
		名称(個人は除く)		-				
指標設定		設定の考え方					目標値	
		指標が数値でない場合の評価方法			国・県の補助事業が発動された場合、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			0 件		0 件			
決算額(予算額)			0 円		0 円		0 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		0 円		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	-		-			
	実績値	(単位)	-		-			
	達成率		-	%	-	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		実績なし		実績なし		国・県の補助事業が発動された場合、当該年度において補助金を交付する。	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	家畜の法定伝染病が発生した場合は、被害が発生農家だけにとどまらず、周辺の畜産農家にもおよび、また発生した病気によっては人にも伝染する可能性があることから、発生が確認された場合被害を最小限に抑えるため緊急的に行う必要があり、発生に伴い緊急的に予算化される事業である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	発生に伴い緊急的に予算化される事業である。 国、県の方針に基づき、今後も取り組んでいく。 また、市独自の事業についても、発生状況に基づき、状況に応じた取り組みを行っていく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	✕
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	✕
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】 ⑦⑧国・県等の補助事業を活用しながら行っていることから、国・県等の補助金を使用した場合2分の1以上となる場合がある。市の単独費については2分の1以内となっている。 ⑪家畜の法定伝染病の発生は、災害と同等に扱われる事業内容のため、補助の事業内容により、現場作業賃金等 person 費等も対象となる場合がある。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	畜産環境対策総合支援事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業	事務事業コード	3113-1	
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)			種別	—		
根拠法令等名称	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱					法令種別	要綱
始期	平成	29	年度	(経過年数 29 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	畜産環境問題が畜産農家の生産意欲を抑制している現状に鑑み、温室効果ガスの排出削減に資する好気性強制発酵による堆肥の高品質化やペレット化など、耕種農家のニーズに対応した「土づくり堆肥」の生産・流通の促進により、家畜排せつ物の地域偏在を解消する取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援することで、畜産環境問題の解決を図ることを目的とする。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	畜産・土づくり施設等導入支援事業:好気性強制発酵による堆肥等の高品質化、ペレット化等に係る施設等の整備に必要な経費(1/2以内)						
交付対象者、団体	☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	不特定団体			個人			
	名称(個人は除く)			佐久地域畜産クラスター協議会			
指標設定	設定の考え方			-			目標値
	指標が数値でない場合の評価方法			補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	—	—	
	実績値 (単位)	—	—	
	達成率	— %	— %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	補助事業の実施希望がなかったことにより実績無し	補助事業の実施希望がなかったことにより実績無し	補助対象事業があった場合に、当該年度において、補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	家畜排せつ物処理の取組を支援するとともに、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施する取組を支援するため。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・農家の要望により予算化される事業である。 ・国、県の制度継続に基づき、今後も取り組んでいく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	✕
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑤…国、県の方針に基づく事業であるため。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	シャインマスカット等栽培実証試験補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3113-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称		佐久市農業振興事業補助金等交付要綱				法令種別	要綱
始期		令和 4 年度 (経過年数 4 年)		終期設定	有	終期	令和 6 年度
目的		佐久市を含む佐久地域は、ぶどう栽培には適さないとされてきたが、栽培方法を工夫することにより栽培できる可能性がある。そこで、大粒種のぶどう品種(シャインマスカット、クイーンルージュ、ナガノパープル)について、栽培実証試験を行う。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		試験ほ場の設置に要する経費の3分の1以内を佐久市から支払う。栽培方法は、パイプハウスでの根域制限栽培およびパイプハウスでの土耕栽培(雨よけ栽培)とする。なお、直営施工の場合の施工費は対象外とする。					
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)		☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
		☒ 不特定団体		☒	個人		
		名称(個人は除く)	佐久浅間農業協同組合 佐久市内に事業所を有する農業者団体				
指標設定		設定の考え方		佐久地域に適した栽培方法を考案する。			目標値
		指標が数値でない場合の評価方法		ぶどうの大粒種が佐久の地で結実し、市場に卸せる品質まで成長させる手法を確立できるか。			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			7 件	0 件	
決算額(予算額)			2,699,798 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		2,699,798 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	-	-	
	実績値	(単位)	-	-	
	達成率		- %	- %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	ぶどうの大粒種が佐久の地で結実し、市場に卸せる品質まで成長させる手法を確立できるか。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	収益性が高い大粒種のブドウ品種の栽培実証試験について、一定の効果が認められることから、産地化に向けて普及の取組ができるよう手法を見直し、「大粒種ブドウ栽培普及事業補助金」として事業を実施。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	水田フナ養殖技術継承支援事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3113-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金（施策推進型補助金）			種別	事業費補助金（奨励的補助金）		
根拠法令等名称		佐久市水田フナ養殖技術継承支援事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期		令和 5 年度（経過年数 4 年）		終期設定	有	終期	令和 10 年度	
目的		佐久市の食文化である水田フナの生産者に対し、一定の支援を行い、水田フナの養殖技術の継承と生産拡大を目的とする。						
制度概要（補助対象経費、補助率、上限額等）		生産者に、養殖をしている面積に応じて、10aあたり5万円を補助する。 施設内で小鮒の生産を行う研究に対して、研究に要する経費として30万を上限として支給する。						
交付対象者、団体		特定団体（市が事務局となっているもの）			特定団体（市が事務局となっていないもの）			
		☒ 不特定団体			☒ 個人			
		名称（個人は除く）						
指標設定		設定の考え方		フナ販売団体に調査を行い、生産量を把握する。			目標値	生産量：9t
		指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			48 件		46 件		46	
決算額(予算額)			4,352,000 円		3,664,000 円		6,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		435,200 円		3,664,000 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	1,000	a	1,000	a	1,000	a
	実績値	(単位)	822	a	696	a		
	達成率		82.2	%	70	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-		-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	需要に対して生産量は不足しており、生産者は高齢化による引退と後継者不足、さらには飼料価格の高騰などにより減少していることから、水田フナ生産者に対し一定の支援を行い危機的状況にある水田フナの養殖技術の継承と生産拡大を行うため。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	s	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	酒米安定生産構築事業補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市酒米安定生産構築事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期	令和 6 年度 (経過年数 2 年)			終期設定	有	終期	令和 8 年度
目的	佐久地域の特徴を活かした酒造りによるブランド化を図るため、農家と酒蔵、関係機関、行政等が一体となって需要に対応した高品質な酒米生産体制を構築する。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	新たに生産拡大する酒米の乾燥調製を行った数量に1俵当たり1,800円を乗じて得た額の2分の1の額及び新たに生産拡大する酒米の品質の保持するため保管した数量に1俵当たり90円を乗じて得た額の10分の10の額を補助する。						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒	不特定団体		☒	個人		
	名称(個人は除く)						
指標設定	設定の考え方			佐久地域の酒蔵から新たに生産拡大の要望された数量		目標値	1300俵
	指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		2 件		4 件			
決算額(予算額)		480,150 円		649,440 円		1,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円		0 円		0 円	
	一般財源	480,150 円		649,440 円		1,000,000 円	
指標	目標値	(単位)	1,300	俵	1,300	俵	1,300 俵
	実績値	(単位)	485	俵	666	俵	
	達成率		37.3	%	51.2	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	酒米の生産量は増えてきているが、酒蔵からの要望数量に達していないため、さらに生産量の拡大が必要である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	酒蔵から要望のある数量を生産できるように市産酒米の生産の拡大を促す取組を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	大粒種ブドウ栽培普及事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3113-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金等交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和 7 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	有	終期	令和 9 年度
目的	佐久市を含む佐久地域は、ぶどう栽培には適さないとされてきたが、栽培方法を工夫することにより栽培できる可能性がある。そこで、大粒種のぶどう品種(シャインマスカット、クイーンルージュ、ナガノパープル)について、栽培普及を行う。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	栽培ほ場の設置に要する経費から国および県の補助金額を除いた事業費の3分の1以内を佐久市から支払う。栽培方法は、パイプハウスでの根域制限栽培およびパイプハウスでの土耕栽培(雨よけ栽培)とする。なお、直営施工の場合の施工費は対象外とする。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)		認定農業者、佐久市内に事業所を有する農業者団体		
指標設定	設定の考え方		佐久地域での栽培を普及するため、栽培農家を増やす。		目標値 栽培農家 30軒
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
交付件数		- 件	1 件		
決算額(予算額)		- 円	622,761 円	930,000 円	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	- 円	0 円	0 円	円
	一般財源	- 円	622,761 円	930,000 円	円
指標	目標値	(単位)	-	3 軒	2 軒
	実績値	(単位)	-	1 軒	
	達成率		- %	33.3 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-	-	-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	収益性の高い大粒種のブドウが佐久で結実し、市場に卸せる品質のものが収穫できるようになったため、さらに普及を図っていく
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	収益性が高い大粒種のブドウ品種の栽培方法が確立したことから、産地化に向けて普及の取組を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	農業収入保険掛金等補助金				
事務事業名称	農業生産振興事業			事務事業コード	3113-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(その他事業補助金)		
根拠法令等名称	佐久市農業者収入保険加入促進事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期	令和 4 年度 (経過年数 4 年)			終期設定	有	終期	令和 11 年度
目的	長野県農業共済組合が取り扱う収入保険への加入を促し、自然災害や資材価格高騰等による収入減少時に備えることで、安心して営農する環境を整えるため。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費は保険料掛金と事務費負担額で、補助率は、初年度が10分の3以内、2年目が10分の2以内、3年目は10分の1以内の額を補助する。						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒	不特定団体		☒	個人		
	名称(個人は除く)						
指標設定	設定の考え方			加入経営体の増加		目標値	100経営体
	指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		78 件		81 件			
決算額(予算額)		5,688,000 円		4,722,000 円		5,081,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円		0 円		0 円	
	一般財源	5,688,000 円		4,722,000 円		5,081,000 円	
指標	目標値	(単位)	100	経営体	100	経営体	100
	実績値	(単位)	78	経営体	81	経営体	
	達成率		78.0	%	81.0	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	天候不順や資材価格高騰等による収入減少に備えて営農する環境を整えられているため。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	天候不順や資材価格高騰等による収入減少に不安のある農業者に加入を促す。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	—
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	生活改善グループ連絡協議会活動補助金				
事務事業名称	農村活性化事業			事務事業コード	3114-1
所 管	経済	部	農政	課	農業生産振興
					係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称		佐久市農業振興事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期		平成 17 年度 (経過年数 21 年)		終期設定	有	終期	令和 8 年度	
目的		農村地域の生活改善を図る農村婦人グループの活動を支援することで、農村地域の生活改善を図る。						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		佐久市農業振興事業補助金交付要綱に基づき、全市的に組織され、補助対象経費は、市長が適当と認める事業を行う団体の活動に要する費用。補助額は、市長が定める額。						
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)		
		不特定団体			個人			
		名称(個人は除く)		佐久市生活改善グループ連絡協議会				
指標設定		設定の考え方		伝統食の伝承や地域食材の新たな活用方法等に資する講習会等の開催回数			目標値	5回
		指標が数値でない場合の評価方法		-				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		1 件		1 件			
決算額(予算額)		120,000 円		120,000 円		120,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円	0 円	
	一般財源		120,000 円	120,000 円	120,000 円	120,000 円	
指標	目標値	(単位)	5	回	5	回	5 回
	実績値	(単位)	6	回	5	回	
	達成率		120.0	%	100.0	%	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		生活改善グループ連絡協議会の会員数 40人		生活改善グループ連絡協議会の会員数 36人		-

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本事業は、農村地域の生活水準の向上と、食生活の改善に資するものであり、必要性及び有効性が認められる。 生活改善グループは、時代変化とともに、伝統食の伝承や、地域食材の新たな活用方法の提案等、活動内容が変化していることから、補助額についても見直す必要がある。 後継となる若手の会員の確保が課題となっている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・生活改善グループは、時代変化とともに活動内容に変化が生じており、現在の活動内容に合わせて、補助額を縮小する。 ・終期が到来するまでに、ニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑥生活改善グループは、活動内容に変化が生じており、繰越金は縮小してきており、終期に合わせ、効果検証や見直しを行う。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	中山間地域農業直接支払事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3114-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市農業振興事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成	12 年度 (経過年数 26 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	協定集落における農地の遊休化防止のための営農活動に補助する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	国の定める交付基準。中山間地の水田等農地保全に係る経費(遊休化防止の草刈り等人件費、資材費、消耗品費等)負担率 国2/4、県1/4、市1/4(法指定)、国1/3、県1/3、市1/3(特品地域)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		市内15集落		
指標設定	設定の考え方		集落協定による農地保全面積		目標値 244
	指標が数値でない場合の評価方法		—		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			15 件		15 件		15	
決算額(予算額)			42,014,948 円		39,258,130 円		39,271,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		31,162,246 円		29226168 円		29,235,000 円	
	一般財源		10,852,702 円		10,031,962 円		10,036,000 円	
指標	目標値	(単位)	255	ha	255	ha	244	ha
	実績値	(単位)	254.8	ha	244.5	ha		
	達成率		99.9	%	95.9	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		5期対策の5年度目		6期対策の1年度目		-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	各集落が協定にのっとり、中山間地の農地の荒廃化を防止のために必要であり、協定参加者により不耕作地の草刈り等行われることにより、荒廃地の拡大防止が図られている。担い手となっている農家の高齢化が進み、担い手不足となっており、集落協定を存続するため、担い手の確保が急務となっている。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。 ・国の定める交付基準により、交付している事業であるが、高齢化により存続ができなくなる可能性があることから、存続できるよう支援していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	—
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	故郷ふれあい交流事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3114-1
所 管	経 済	部	農 政	課
			農 業 生 産 振 興	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 22 年度 (経過年数 15 年)	終期設定	有	終期	令和 8 年度
目的	佐久市の豊かな自然環境などの地域資源をいかし、都市部住民と農業、林業などの体験を通じて交流する事業の実施に要する経費に対して補助することで、交流人口を創出する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	佐久市故郷ふれあい交流事業補助金交付要綱に基づき、団体等の活動に要する経費の一部を補助。1事業実施団体等につき20万円を限度。期間は、初年度(初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。)から3年度間。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		-		
指標設定	設定の考え方		各年度の新規補助金交付申請件数を目標とする		目標値 1件
	指標が数値でない場合の評価方法		-		

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数		1 件		2 件			
決算額(予算額)		198,567 円		311,613 円		400,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円		0 円		0 円	
	一般財源	198,567 円		311,613 円		400,000 円	
指標	目標値	(単位)	1 件	2 件	2 件	2 件	件
	実績値	(単位)	0 件	2 件	件		
	達成率		50 %	100 %	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-	-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本事業は都市部住民が佐久市の地域資源を生かした農業体験等を実施する事業に対して補助するものであり、必要性及び有効性が認められる。新規申請が増加するよう、周知方法を工夫するほか、多くの市民が農業に触れられるよう申請者とともにイベント(事業)の宣伝方法を検討する。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	都市住民に農村の魅力を認識してもらい、地域資源を生かした交流を促進することは、第2次佐久市農業振興ビジョン(計画期間:H29~R8)に定めた【基本目標4 農村「活力ある農村づくり」】を実現するためにも必要な取り組みである。事業実施のニーズを的確に捉えた上で、より効果が得られるよう見直しを行う。また、都市部住民が佐久市の魅力を知る機会を創造するため、事業の周知を図り、実施を促していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑧…地域づくりなど社会貢献性が高いため「定額」としているため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金			
事務事業名称	農村活性化事業		事務事業コード	3114-1
所 管	経 済	部	農 政	課 農業生産振興 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称		佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期		平成 30 年度 (経過年数 8 年)		終期設定	有	終期	令和 8 年度
目的		市民が農業にふれる機会を提供する事業の実施に要する経費に対して補助することで、「暮らしとしての農業」に携わる農家を創出する。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		佐久市「暮らしとしての農業」農家創出事業補助金交付要綱に基づき、団体等の活動に要する経費の一部を補助。1事業実施団体等につき20万円を限度。期間は、初年度(初めて第5条に規定する補助金の交付決定のあった日の属する年度をいう。)から3年度間。					
交付対象者、団体		特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)		
		☒ 不特定団体			☒ 個人		
		名称(個人は除く)		-			
指標設定		設定の考え方		各年度の新規補助金交付申請件数を目標とする		目標値	2件
		指標が数値でない場合の評価方法		-			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			3 件		3 件			
決算額(予算額)			490,928 円		316,986 円		800,000	円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0	円
	一般財源		490,928 円		316,986 円		800,000	円
指標	目標値	(単位)	2	件	2	件	4	件
	実績値	(単位)	2	件	3	件		
	達成率		100	%	150	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-		-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	本事業は市民が農業に触れる機会を創出するものであり、必要性及び有効性が認められる。新規申請が増加するよう、周知方法を工夫するほか、多くの市民が農業に触れられるよう申請者とともにイベント(事業)の宣伝方法を検討する。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	市内の非農家などの住民に、農業が果たす役割や機能などを理解してもらうことは、第2次佐久市農業振興ビジョン(計画期間:H29~R8)に定めた【基本目標4 農村「活力ある農村づくり」】を実現し、農村活動を維持できるものである。事業実施のニーズを的確に捉えた上で、より効果が得られるよう見直しを行う。例えば、佐久市農村の食文化の伝承としても取組が広げられるよう、事業の周知を図る。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	✕
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ✕：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】 ⑧…市民に農業体験を通じ、地域食材への理解を深めてもらい地産地消を進めるとともに、子供たちや若者に農業体験をしてもらうことにより農業に興味を持ってもらい、将来的な後継者の確保をしていくなどから、定額補助のため、補助額を対象経費の2分の1以下とはしていない。		